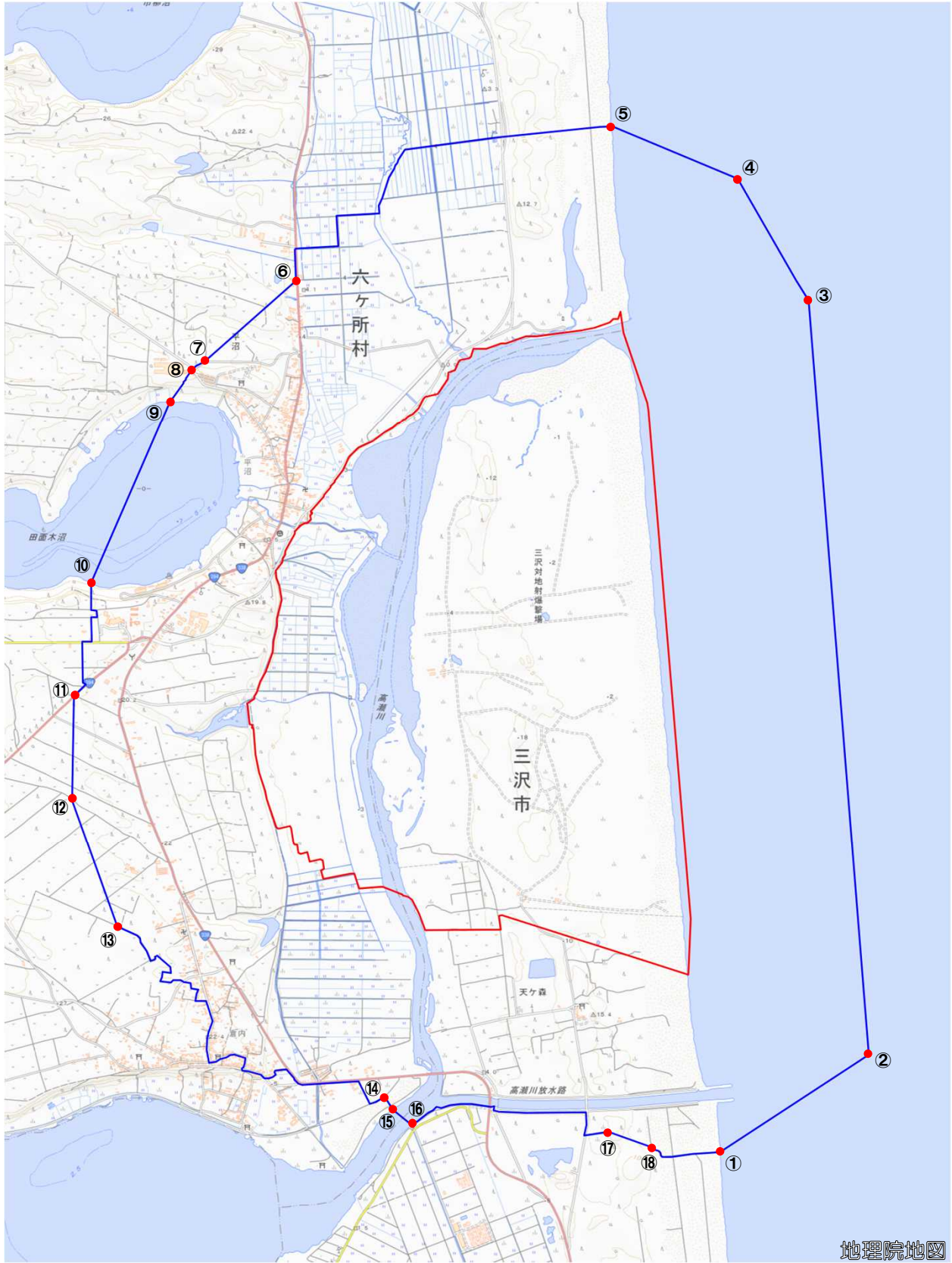


三沢対地射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	青森県三沢市	大字天ヶ森字天ヶ森ほか
対象防衛関係施設の区域	青森県三沢市	大字天ヶ森天ヶ森及び大字三沢浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	青森県上北郡六ヶ所村	大字倉内前谷地、大字倉内道ノ下、大字平沼高田及び大字平沼道ノ下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県三沢市	大字天ヶ森天ヶ森及び大字三沢浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	青森県上北郡六ヶ所村	大字倉内前谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字倉内道ノ上（次の図面に示す部分に限る。）、大字倉内道ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼追館（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼久保、大字平沼高田、大字平沼田面木（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼二階坂（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼道ノ上（次の図面に示す部分に限る。）及び大字平沼道ノ下
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十八に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域、水域及び海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十度五十分三十秒、東経百四十一度二十三分五十八秒の点 二 北緯四十度五十分四十九秒、東経百四十一度二十四分三十七秒の点 三 北緯四十度五十三分十七秒、東経百四十一度二十四分二十一秒の点 四 北緯四十度五十三分四十一秒、東経百四十一度二十四分三秒の点 五 北緯四十度五十三分五十二秒、東経百四十一度二十三分三十秒の点 六 北緯四十度五十三分二十一秒、東経百四十一度二十二分八秒の点 七 北緯四十度五十三分五秒、東経百四十一度二十一分四十四秒の点 八 北緯四十度五十三分四秒、東経百四十一度二十一分四十一秒の点

		<p>九 北緯四十度五十二分五十七秒、東経百四十一度二十一分三十五秒の点</p> <p>十 北緯四十度五十二分二十二秒、東経百四十一度二十一分十五秒の点</p> <p>十一 北緯四十度五十二分〇秒、東経百四十一度二十一分十一秒の点</p> <p>十二 北緯四十度五十一分三十九秒、東経百四十一度二十一分十秒の点</p> <p>十三 北緯四十度五十一分十四秒、東経百四十一度二十一分二十二秒の点</p> <p>十四 北緯四十度五十分四十一秒、東経百四十一度二十二分三十一秒の点</p> <p>十五 北緯四十度五十分三十八秒、東経百四十一度二十二分三十三秒の点</p> <p>十六 北緯四十度五十分三十五秒、東経百四十一度二十二分三十八秒の点</p> <p>十七 北緯四十度五十分三十四秒、東経百四十一度二十三分二十九秒の点</p> <p>十八 北緯四十度五十分三十一秒、東経百四十一度二十三分四十一秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三沢対地射爆撃場周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域	
対象施設周辺地域	